

名古屋市告示第 468号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
カミングヘルパーステー ション	名古屋市瑞穂区井の元町 162番地	令和 6年 9月 1日
訪問介護サンタ	名古屋市守山区金屋二丁目 266番地	令和 4年 10月31日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
伊藤歯科医院	名古屋市昭和区鶴舞二丁目20番14号	令和 6年

	7月 1日
--	-------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課